

雇用調整助成金

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。ここでは、令和2年4月1日から9月30日までの緊急対応期間における制度の概要をご紹介します。

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

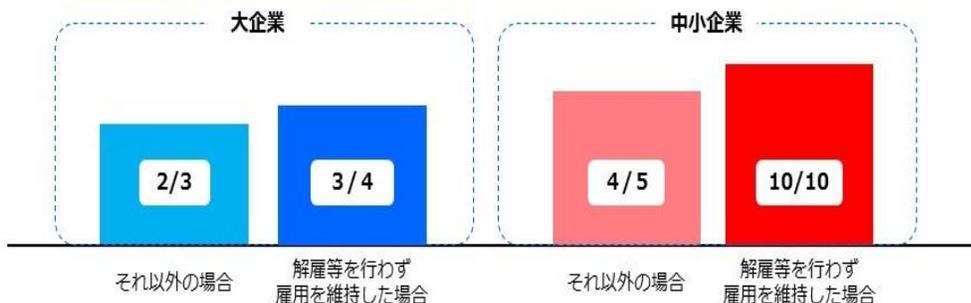
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っており、**1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。**

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。)

助成率

助成率は、**企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否か**によって以下のように分かります。(最大10/10)



この特例措置は、**令和2年4月1日から9月30日までの期間**を1日でも含む貸付締切期間（判定基礎期間）が対象です。

注意点

- 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者**以外**の方に対する休業手当等も助成対象となります。
(その場合、**緊急雇用安定助成金**によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。)

緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、**令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間内**の休業が対象です。

支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす**全ての業種の事業主**を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが**前年同月比5%以上減少**している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます)

助成額と助成率、支給限度日数

(平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率 (1人1日あたり15,000円が上限)

※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施しています。

区分	大企業	中小企業 ※1
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。

- ・小売業(飲食店を含む): 資本金5,000万円以下 または従業員50人以下
- ・サービス業: 資本金5,000万円以下 または従業員100人以下
- ・卸売業: 資本金1億円以下 または従業員100人以下
- ・その他の業種: 資本金3億円以下 または従業員300人以下

本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日~令和2年9月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

お問い合わせ

▶ 黒澤合同事務所グループ

▶ 所在地：〒164-0001 東京都中野区中野4丁目4番11号

▶ URL: <https://www.kurosawa-vn.net>

▶ TEL: 03-3388-9638

▶ Mail: kurosawa@kurosawa.gr.jp